【資料4】

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージについて

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議

パートナーシップによる価値創造のための
転嫁円滑化会議（2021年12月27日）

（出席者）
〇閣僚等：総理大臣、新しい資本主義担当大臣、国土交通大臣ほか関係閣僚、公正取引委員会委員長

〇経済団体：日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、日本商工会議所会頭、全国商工会連合会会長、全国中小企業団体中央会会長

〇事業者団体：全日本トラック協会会長、日本建設業連合会会長ほか
（食品産業センター、情報サービス産業協会、全国警備業協会、電子情報技術産業協会、日本印刷産業連合会、日本化学工業協会、日本金型工業会、日本建材・住宅設備産業協会、日本航空宇宙工業会、日本広告業協会、日本産業機械工業会、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日本スーパーマーケット協会、日本製紙連合会、日本繊維産業連盟、日本鋳造協会、日本鉄鋼連盟、日本動画協会、日本フランチャイズチェーン協会）

荷主対策の深度化

貨物自動車運送事業法改正法附則第１条の２に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認められる場合		荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合		要請してもなお改善されない場合
働きかけ	→	要　請	→	勧告・公表

※　荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合

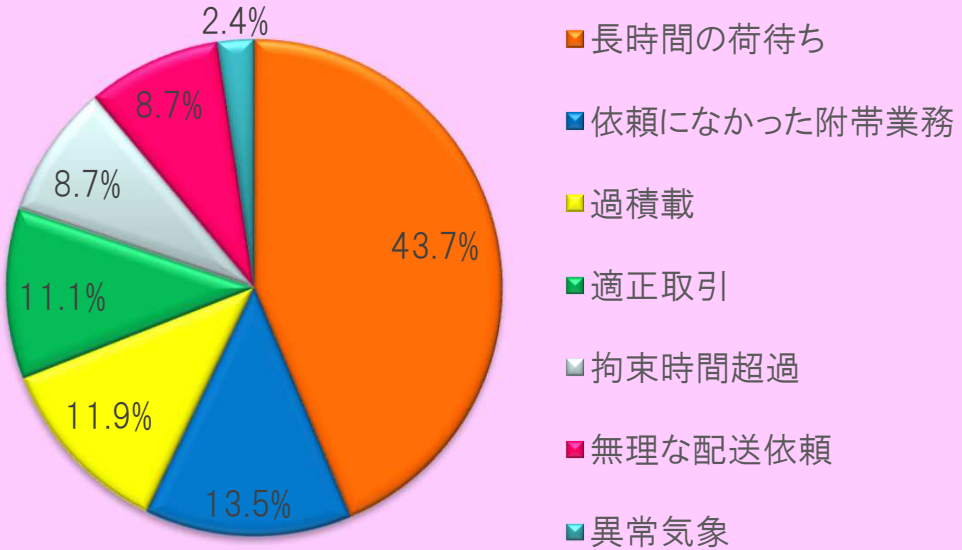

「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要　請	2
働きかけ	74

※令和５年１月３０日現在

要請の実施事例

○ 「要請」日時　～令和４年１１月（「働きかけ」日時 ～令和4年１0月）

○ 荷主種別 ～運送業（元請）

○ 違反原因行為　～「過積載運行の指示」

○ 相談者からの申告内容

（申告内容） ～関東運輸局管内

● 軽貨物車による飲料水配送において、委託を受けている荷量を運ぶために過積載となっていることを相談したが、対応してもらえない。（この他、複数の違反原因行為にかかる情報あり）

～　令和４年１0月、「働きかけ」を実施

～　申告内容の事実確認とともに、改善計画の作成に着手

（追加申告内容） ～近畿運輸局管内

● 過積載とわかっていながらトラックに荷物を積むように強要してくる。過積載である旨を忠告しても聞いてもらえない。

～　令和４年１１月、「要請」を実施

○申告内容の事実確認とともに、当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化について着手

○違反原因行為：長時間の荷待ち

(運送事業者・元請)　～中部運輸局管内　〈R4,8月〉

《相談者からの申告内容》

- 日曜祭日以外は、3時間以上待たされる。夕方18時に到着して荷卸しは早くて21時。
- 荷卸しの受付をして、毎回6～8時間待たされる。2件目の卸し時間に間に合わせるために途中休憩が取れない。

～　これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を元請側が実施。

○　専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定(１７：００の定着化)の対策を実施した結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善